



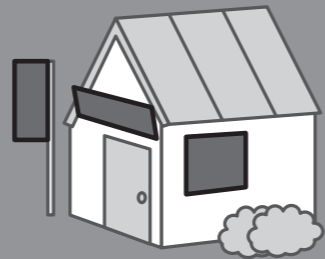
後期 がん検診で早期発見を 土山・甲賀・甲南・信楽地域で受付開始

- ◆受け付けるがん検診の種類：胃・肺・大腸・乳・子宮頸がん
※大腸がんは窓口申込時と、胃・肺がん検診時の容器配付が受付となります。
- ◆対象：40歳以上の甲賀市に住民登録のある方（子宮頸がんのみ30歳以上）

窓口受付日程		電話受付日程	
受付時間／9:00～17:00 ※各保健センター初日20:00まで		受付時間／9:00～17:00 ☎65-0737	
申込窓口	受付日程	検診実施会場	受付日程
信楽保健センター	9月11日(火)、12日(水)	甲南・信楽	9月11日(火)～9月14日(金)
甲南保健センター	9月13日(木)、14日(金)		
甲賀保健センター	9月18日(火)、19日(水)	土山・甲賀	9月18日(火)～9月21日(金)
土山保健センター	9月20日(木)、21日(金)		

- ・集団検診は過去の病歴や現在の症状・状況によって受診できない事項があります。詳細は健診(検診)カレンダーP11・12をご覧ください。
- ・日程については健診(検診)カレンダーP19・20をご覧ください。

問い合わせ
健康推進課 健康推進係
☎65-0737 ☎63-4591



その看板 許可を 得ていますか？

看板(屋外広告物)を設置するには、許可が必要です

- 屋外広告物とは…
- ①一定の期間、継続して表示するもの
 - ②屋外で表示するもの
 - ③公衆に表示されるもの

右に該当するものは、イラスト、シンボルマーク等であっても、原則全て許可が必要となります。

また、毎年9月1日から10日までを「屋外広告物適正化旬間」とし、期間中、県下一斉にクリーンキャンペーンが展開されます。

甲賀市においても、違反広告物の簡易除却を実施します。

次の物件に取り付けられている立看板やはり紙、はり札は、違反ですので、撤去してください。

- ・電柱、街灯柱

- ・街路樹、路傍樹
- ・公共用の石垣、擁壁
- ・信号機、道路標識、ガードレールなどの交通安全施設 など

～美しいまちなみを守るため
ご理解、ご協力をお願いします～

屋外広告物 クリーンキャンペーン

9月1日～10日は屋外広告物適正化旬間

問い合わせ
都市計画課 景観係
☎65・0786
☎63・4601

9月10日～9月16日は

『自殺予防週間』です

全国の自殺者数は、平成10年から14年連続で3万人を超えており、社会問題となっています。自殺にいたるまでには、さまざま必要な考えられています。

甲賀市でも、自殺者数は年間30人前後を推移しています。自殺の背景には、精神疾患(特にうつ病)が多くみられることから、周囲の人が小さな変化に気づき、「こころの相談窓口」や専門「医」またはかかりつけ「医」へつながることが大切です。

うつ症状のチェック

- 昼寝もしていないのに眠れない、寝つきが悪い
- 食べてもおいしくなく、体重が減った
- 休日でも気持ち沈みこんだり、滅入ったり、憂うつになったりする
- 何をしても楽しめない、今まで興味が持てたことに興味が持てなくなった

このような症状が、一日中、毎日2週間以上ずっと続いている場合は、うつ状態の可能性があるので注意が必要です。

9月9日は「救急の日」です

9月9日「救急の日」を含む1週間は「救急医療週間」です。突然の事故や病気の時、特に、子どもの急な病気には困ることもあると思います。

休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいか、判断に迷った時には、「小児救急電話相談」電話短縮番号の「#8000」にかけましょう。小児科医師・看護師からのアドバイスが受けられます。

問い合わせ
健康推進課
☎65-0703 ☎63-4591

こころの相談窓口
健康推進課 ☎65・0703
甲賀保健所 ☎63・6148
精神保健福祉センター
☎077・567・5010

問い合わせ
健康推進課健康増進係
☎65・0737

後納制度

(Ⅱ国民年金保険料の
納付期限の延長)
が始まります

これまでは、国民年金保険料を納め忘れたまま2年を超えると保険料を納めることができず、したがって、平成24年10月から3年間に限り、過去10年以内の収め忘れた保険料を納めることができる、後納制度が始まります。

過去10年以内の保険料を納めていただくことで、将来の年金額を増やしたり、年金の受給権につなげることができるようになります。ただし、既に老齢基礎年金を受けておられる方、また受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意ください。

なお、後納保険料を納付するには、事前の申し込みと、審査が必要になります。詳しくは、お問い合わせください。

問い合わせ
国民年金保険料専用ダイヤル
☎0570・0111・050

●下水道への接続をお願いします●

排水設備工事は指定工事店で

甲賀市では、順次下水道整備を進めており、水洗化率(世帯)は80.2%(平成24年3月末日現在)となっています。しかしながら、下水道が使えるようになつた区域で、下水道へ接続されていないご家庭が一部あると、地域一帯の生活環境の向上、また公共用水域の水質汚濁防止が見込めませんので、早期に接続していただきますようお願いいたします。

排水設備工事は定められた基準どおりに行われないと、故障の原因となったり、市が管理している下水道施設にも影響を及ぼしてしまいます。指定工事店とは、その工事に必要な技術を習得している「責任技術者」がいるなど、要件に適合している工事業者として市が指定しているものです。排水設備工事は必ず指定工事店で行ってください。

なお、指定工事店一覧が必要な場合は、下水道課までお問い合わせください。

9月10日は「下水道の日」

9月10日は下水道の全国的な普及を図る必要から1961年(昭和36年)、「全国下水道促進デー」として始まり、2001年から親しみのある名称として「下水道の日」に変更されました。



問い合わせ
下水道課 計画普及係
☎86・80012 ☎86・83900